

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成30年12月13日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時47分

出席者 委 員 委員長 青 木 一 男

森 戸 雅 孝 大 谷 好 一 小久保 かおる

氏 家 晃 千 葉 正 弘 中 島 克 訓

傍 聴 者 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之 川 上 均

古 沢 ちい子 坂 東 一 敏 白 石 幹 男

天 谷 浩 明

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

主 査 藤 澤 恭 之 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設部長	國保能克
都市整備部長	戸田崇
都市整備部技監	田中良一
上下水道局長	牧野修一
道路河川整備課長	河田正雄
道路河川維持課長	田中修
土木管理課長	福田健治
公園緑地課長	菊池照見
都市計画課長	深津悟
市街地整備課長	石塚昌平
住宅課長	大野和久
企業経営課長	出井均

平成30年第5回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成30年12月13日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第120号 市道路線の認定について

日程第2 議案第121号 市道路線の変更について

日程第3 議案第132号 指定管理者の指定について(栃木市営住宅及び栃木市特定公共賃貸住宅)

日程第4 議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算(第3号)(所管関係部分)

日程第5 議案第109号 平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算(第2号)

◎開会及び開議の宣告

○委員長（青木一男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（青木一男君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（青木一男君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第120号 市道路線の認定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

福田土木管理課長。

○土木管理課長（福田健治君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第120号 市道路線の認定についてご説明いたします。議案書は36ページ、議案説明書は74ページでございます。

初めに、議案説明書の74ページをお開きください。市道路線の認定についてであります。提案理由でございますが、新大平下駅前第二土地区画整理事業により整備した道路について、道路法第8条第1項の規定に基づき市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、75ページの市道路線認定位置図についてであります。市道21215号線から市道21224号線の10路線につきましては、大平町富田地内の新大平下駅西口において、土地区画整理事業により整備された道路であり、合計10路線で、延長が972メートルであります。位置図につきましては、以上でございます。

次に、議案書の36ページをお開きください。ただいま認定位置図にてご説明いたしました10路線を市道として認定したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第120号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第2、議案第121号 市道路線の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

福田土木管理課長。

○土木管理課長（福田健治君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第121号 市道路線の変更についてご説明いたします。議案書は37ページ、議案説明書は76ページでございます。

初めに、議案説明書の76ページをお開きください。市道路線の変更についてであります。提案理由でございますが、新大平下駅前第二土地区画整理事業により整備した道路について、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めらるるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、78、79ページをごらんください。市道21197号線につきましては、大平町富田地内の新大平下駅西口において土地区画整理事業の整備後の路線の形状に合わせて市道路線の変更を行うもので、起点を北に変更するものであります。路線変更前後の位置につきましては、以上でございます。

次に、議案書の37ページをお開きください。先ほど市道路線の変更位置図でご説明いたしました

1 路線について市道路線を変更したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第121号 市道路線の変更についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第3、議案第132号 指定管理者の指定について（栃木市営住宅及び栃木市特定公共賃貸住宅）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） ただいまご上程いただきました議案第132号 指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。議案書は48、49ページ、議案説明書は93ページでございます。

まず、議案説明書93ページをごらんください。提案理由であります。川原田市営住宅ほか16市営団地、平柳特定公共賃貸住宅及び川原田特定賃貸公共住宅の指定管理者に一般社団法人宅建とちぎ公営住宅管理センターを指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案書48ページをごらんください。指定の内容であります。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、川原田市営住宅、川原田東市営住宅、城内南市営住宅、城内南第2市営住宅、本町市営住宅、平井市営住宅、城内市営住宅、神田市営住宅、川原田西

市営住宅、藪部市営住宅、大宮市営住宅、平柳市営住宅、藤岡仲町市営住宅、49ページに移りまして、藤岡南山市営住宅、藤岡荒立市営住宅、藤岡都賀市営住宅、岩舟西根南市営住宅、平柳特定公共賃貸住宅、川原田特定公共賃貸住宅であります。

2、指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木市境町1番2号、名称、一般社団法人宅建とちぎ公営住宅管理センター、代表者、代表理事、村川定男であります。

3の指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 済みません。ご苦労さまでございます。

まず、この市営住宅と次に出てくる特定公共賃貸住宅、この差というのはどういうものを教えてください。

○委員長（青木一男君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 一般的には市民の皆様からはこの区分は明確でなく、一口に市営住宅と呼ばれておりますけれども、実は法的な位置づけに大きな違いがございます。これは、主に所得の差によるものでして、狭義の意味での、狭い意味での市営住宅、これは低所得者向けに用意されたもので、かなり所得制限が厳しくなっております。実際には平均的な月収は家族構成にもよりますけれども、おおむね20万円以下のような、そういう方がほとんど入居されております。

特定公共賃貸住宅につきましては、それ以上な中堅所得層を対象としたものでありまして、こちらについてはおおむね世帯お二人でご夫婦なんかでお暮らしの場合ですと、月収が大体50万円程度でも入れるというものでして、所得についてはかなり緩やかになっております。以上のような所得の差による違い、これは最も大きなものであります。

以上です。

○委員長（青木一男君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） わかりました。では、所得によって呼び方が違うということで、物件に関しては全く同じというようなことで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（青木一男君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 物件もほぼ同等ですけれども、実は間取りなどに関しては、市営住宅より特定公共賃貸住宅のほうがややゆとりのある広いつくりとなっておりまして、場所も同じ市営住宅の同じ棟にあるのですけれども、角部屋で比較的住みやすい、より程度のいい内容とはなっております。

○委員長（青木一男君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） もう一つ質問なのですけれども、この一般社団法人宅建とちぎ公営住宅管理センターに今、管理等を委託をなさっているのですが、直営でやっていた場合と委託後、家賃とかのいただけない不払いの件数というか、それが変わったのかどうか。直営でやっていたときと委託した後、そういった点変わっているのかどうか、減少していればいいのですけれども、どうなっているのかちょっと教えてください。

○委員長（青木一男君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） いわゆる滞納につきましては、正直なところ依然としてかなりの滞納額が残っているという実態がございます。ただ、現在の入居者についての滞納というのは、以前と比べかなり減っております。この滞納者対策につきましては、やはり我々が直営でやっていたところというのは、やはり市の職員が直接徴収に行くということで、ちょっと言い方は悪いですが、市の職員だからということで、ややちょっと甘く受け取られていた節が正直ありました。ところが、やはり民間に委託をされたということで、やはり向こうの受け取り方も若干変化をしております。直営でやっていたころよりは、収納状況も向上しているのかなというふうに感じております。現在の市営住宅の使用料につきましては、平均して97%以上の徴収率となっております。

以上です。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

○委員（中島克訓君） 了解です。

○委員長（青木一男君） では、森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） おはようございます。ご苦労さまです。

今の中島委員の質問とちょっと関連するのであれですけれども、こちらのほうに今委託されているこの宅建の公営住宅管理センターということで、その管理内容というのが今一部ご答弁いただきましたけれども、全体的なこの管理内容というのをちょっと確認させていただけますか。お願いします。

○委員長（青木一男君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） まず、内容といたしましては、入居者の選考から始まって、入居者がいる間の部屋の管理と、また非常時の対応等多岐にわたっております。現在のところは入居者の選定に当たりましては、市のほうが中心となってやっております。ただ、来年度からは入居者の選考についても、こちらの指定管理者のほうに全て任せるというふうに進めておるところでございます。

また、一番重要なのは、入居者が快適に過ごせるその保守管理業務なのですけれども、こちらにつきましては、正直なところ、これまでの最初の第1期の期間では、入居者から不満が多く出たという実態がございます。これについては、ふれあいトークなどでもたびたび市民の、特に入居

者の方からいろいろな苦情をいただきまして、我々と指定管理者とともに改善に努めてまいりまして、最近では苦情も激減したという状況になっておりまして、かなり管理状況は向上しているというふうには感じております。

また、先ほどもお話しいたしました滞納者対策、これについても適宜我々住宅課と指定管理者のほうで共同しまして、悪質滞納者については、市のほうへ呼び出したりするなど以前よりは力を入れまして、入居者に関しては滞納者はかなり減っておりまして、滞納額も縮小の傾向にございます。ただ、過去に多額の滞納をして、その後退去されてしまった方、また市内だけでなく、市外へ転出された方なんかもありまして、そのような積み残しが多額な滞納繰越分として残っているという状況はございますので、そちらも今改善に努めているところでございます。

以上です。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

○副委員長（森戸雅孝君） はい、了解です。

○委員長（青木一男君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 済みません。指定管理にも感じる事なのですが、藤岡南市営住宅とか、藤岡荒立市営住宅とかは、長寿命化計画で平成25年から平成34年で用途廃止の方向になっているとなっているのですけれども、ここにお住まいの方は高齢者と単独でお住まいになっている方が多いように見受けられるのですけれども、平成34年で廃止になってしまうと、これからどういうふうな方向性でいくのかなとお伺いしたいです。

○委員長（青木一男君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 今ご指摘いただきました市営住宅につきましては、かなり老朽化が進んでおりまして、現在は新たな入居者は募集していないという状況等になっております。

今後の見込みですけれども、ただいまご指摘がありましたように、将来用途廃止、解体というのを視野に入れております。現在の入居者の方につきましては、その用途廃止の時期に入居されていた場合には、他の市営住宅をあっせんしたいと思っておりますけれども、ただやはり長年住みなれたこの地域を離れたくないという方も当然いらっしゃると思います。そのような方を想定いたしまして、現在新たに創設いたしました民間の賃貸住宅、これを市営住宅として代用する、そのような仕組みを現在構築がようやく完了したところでございまして、そのような民間の賃貸住宅に低額な家賃で入っていただく、そのようなことを考えております。実は、その低額で入っていただくための補助制度というのを市のほうで既に用意しておりますので、今後はそのような方向へ全体的なこの市営住宅をシフトしていく、そのようなことも考えて現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

○委員（小久保かおる君） はい。

○委員長（青木一男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第132号 指定管理者の指定について（栃木市営住宅及び栃木市特定公共賃貸住宅）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第132号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第105号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第4、議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） ただいまご上程いただきました議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）のうち、所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、64、65ページをお開きください。8款1項1目土木総務費についてご説明いたします。補正額450万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや、人事院勧告を踏まえ、その差額分を精査し、増額補正するものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次のページをお開きください。2項2目道路維持費についてご説明いたします。補正額1,698万5,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の市道維持管理費につきましては、市道等の側溝清掃等を実施するための道路補修作業員賃金、市道の樹木管理、草刈り等をす

るための道路管理等委託料、道路維持補修、舗装補修をするための道路維持補修等業務委託料、市道等の補修に必要な原材料を購入するための市道補修用資材費を増額するものであります。

次の通学路安全施設整備事業費につきましては、藤岡町工事内の通学路への路面標示等を実施し、通学児童の安全確保を図るため、通学路交通安全施設整備工事費を増額するものであります。

続きまして、3日道路新設改良費についてご説明いたします。補正額9,765万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の市道各号線道路改良事業費につきましては、西方町金崎地内、市道53022（N3137）号線の現況道路が狭く、車両の通行に支障を来しており、早急に道路整備を実施する必要があることから、市道拡幅工事費を増額するものであります。

次の市道11156（A1）号線交通安全施設整事業費（栃木入舟町）につきましては、本年度用地買収を予定している土地に係る物件移転補償金について、損失補償標準算定書の改訂に伴いまして、建物等の移転補償金に不足が生じたため、物件移転等補償金を増額するものであります。

次の市道1033（106）号線交通施設整備事業費（栃木大宮町）につきましては、近隣の住宅建築工事との調整に時間を要していた区間の工事施行につきまして、工事が着工できることになったことから、通学児童の安全確保を早期に図るため、交通安全施設整備工事費を増額するものであります。

次の1061（O527）号線歩道整備事業費（大平新）につきましては、関係地権者との交渉の結果、相続の手續が完了し、用地取得の了承が得られたことから、未整備区間の工事を早期に完了させるため、歩道整備工事費及び市道拡幅用地購入費を増額するものであります。

次の道普請事業費につきましては、栃木市大宮町及び志鳥町地内の市道において、道普請事業の手法により、狭隘な道路を拡幅するものであり、今回地元の同意がまとまったことから、道路整備に必要な測量設計等委託料を増額するものであります。

次の43386（T①-247）号線道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、本年度用地買収を予定している土地に係る物件移転補償金について、物件調査を行った結果、建物移転候補の見直しにより補償金に不足が生じたため、物件移転等補償金を増額するものであります。

次の62219（I299）号線道路改良事業費（岩舟静戸）につきましては、関係地権者との交渉の結果、用地取得の了承が得られたことから、未整備区間の工事を早期に完了させるため、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を増額するものであります。

次の市道1055（I139）号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、JR両毛線の踏切道の拡幅に影響する排水管路の施工に当たり、東日本旅客鉄道株式会社と協議を行った結果、施工計画等に変更が生じたため、雨水排水管路下横断工事委託料を減額しまして、市道拡幅工事を増額するものであります。

○委員長（青木一男君） 深津都市計画課長。

○都市計画課長（深津 悟君） 次のページをお開きください。3項1目河川総務費につきましては、

補正額789万円の増額でありまして、右説明欄の2行目、調整池等管理費につきましては、岩舟町静地内の中久保調整池ほかの除草等を実施するため、調整池管理委託料を増額するものであります。

次の河川水路清掃事業費につきましては、河川や水路等の清掃等を実施するための水路清掃作業員賃金を増額するものであります。

次のページをお開きください。4項2目土地区画整理費につきましては、補正額247万9,000円の増額でありまして、右説明欄の平川地区開発事業費につきましては、市街化区域編入協議に当たり、事業区域の見直しもあり、区域境界点などの数量が増加したことから、地区界測量業務委託料を増額するものであります。

次の3目街路事業費につきましては、補正額300万円の増額でありまして、右説明欄の今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目、日ノ出町）につきましては、本年度用地買収を予定している土地に係る物件移転補償金について、損失補償標準算定書の改訂に伴い、建築物の移転補償金に不足が生じたため、物件移転等補償金を増額するものであります。

次の5目公園費につきましては、補正額357万6,000円の増額でありまして、右説明欄の2行目、都市公園等管理費につきましては、台風等により倒木や枝折れの被害が発生したことから、撤去作業や処分等のための委託料を増額するものであります。

次の栃木総合運動公園管理費につきましては、9月に発生した台風24号の影響により、テニスコートを囲う防球ネットの支柱が破損し、傾いてしまったため、利用者の安全確保のために修繕する必要が生じたことから、工事請負費を増額するものであります。

次の都市公園等バリアフリー化改修事業費につきましては、うずま公園多目的トイレ整備工事に伴い、人にやさしいまちづくり条例に適合する外構の整備工事が生じたため、工事請負費を増額するものであります。

次のページをお開きください。5項1目住宅管理費につきましては、補正額9,168万円の増額でありまして、右説明欄の2行目、定住促進支援事業費につきましては、結婚新生活支援補助金、次の通勤者特急券購入費補助金の対象件数が当初の見込みを大きく上回るため、増額するものであります。

次のまちなか定住促進住宅新築等補助金、次の多世代家族住宅新築等補助金につきましては、第2次補正予算にて増額したものの、必要額を計上することができなかつたため、増額するものであります。

続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明しますので、30、31ページをお開きください。31ページ、中ほどの14款2項4目1節道路橋りょう費補助金につきましては、744万円の減額でありまして、右説明欄の社会資本整備総合交付金、快適な社会基盤整備につきましては、同交付金の配分決定に合わせて減額するものであります。

次の3節住宅費補助金につきましては、195万円の増額でありまして、右説明欄の結婚新生活支

援事業費補助金につきましては、結婚新生活支援補助金に対する補助率2分の1の国庫補助金を増額するものであります。

続きまして、債務負担行為補正の所管関係部分についてご説明しますので、8ページをごらんください。上から4段目、市営住宅及び特定公共賃貸住宅管理運営委託指定管理者制度につきましては、平成31年度から平成35年までの5年間市営住宅等の管理運営について、指定管理者に委託するもので、限度額は2億390万円であります。

以上で所管関係部分の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 済みません。よろしく願います。

67ページの中ほどにあります市道1061（O527）号線の歩道整備事業費（大平町新）なのですが、反対者が納得していただいて、事業ができるというふうなことを伺いましたが、この土地は何筆分ぐらいあったのか、それと買収不能者全て納得していただいたのか、もう一度お願いいたします。

○委員長（青木一男君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） お答えします。

今、議員おっしゃったとおり、反対された方が了承いただきまして、土地を購入できることになりました。その購入の件数は、反対者も含めまして、今回382万7,000円を補正上げたのですけれども、3件で7筆で737.84平米を購入できる見込みとなっております。

以上でございます。

○委員長（青木一男君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） ありがとうございます。では、全て解決済みというふうなことでよろしいわけですね。

○委員長（青木一男君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 用地につきましては、その件が完了しましたので、あとは工事を残すのみとなっております。

○委員長（青木一男君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 関連でございます。今の件ではぼ用地の買収は終わったということなのですが、以前も聞いたかもしれませんが、完成の予定を教えてください。

○委員長（青木一男君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 当初の予定だと平成33年度までを予定してございます。ちょっと事業も順調に進んでございますので、できるだけ早く完成を目指して進めたいと思います。

以上でございます。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

○委員（千葉正弘君） はい。

○委員長（青木一男君） ほかに質疑はございませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 済みません。73ページのところで、定住促進支援事業費ということで、2次補正でも盛り込まれていましたけれども、今回3次でも盛り込まれているわけですが、この今のその申請状況というのはいかがなものなのでしょうか。これでおさまるのでしょうか、まだ引き続きということなのでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（青木一男君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） まちなか定住促進住宅新築等補助及び多世代家族住宅新築等補助につきましては、ただいまご指摘のとおり、第2次補正でも計上させていただきました。ただ、その際にもご説明させていただきましたが、当時内部で調整がつかず、必要額満額が第2次補正で計上できなかったため、今回へ重なってということになりましたが、実はまちなか定住促進住宅については、第2次補正でいただきました2,200万円、これは補正後すぐにもう10月には全てなくなってしまったという状況でございます。

多世代家族住宅新築等補助につきましても同様でありまして、現在まちなか定住促進のほうにつきましては、移住補助金と市内住みかえ補助と2種類に分かれておりますけれども、移住補助金につきましては、現在のところ61件支出済みです。市内住みかえ補助につきましては、135件支出済みとなっておりますが、現在お待ちをいただいている方というのが移住補助金につきましては約30件、金額にして1,500万円ほど、市内住みかえ補助につきましては90件ほど、金額にしまして1,900万円ほどの額となっております。補正がお認めいただいた場合には、これらの方々に対し今後速やかにお支払いをしたいというふうに考えております。

多世代家族住宅新築等補助につきましても同様でありまして、現在23人の方にお待ちいただいております。これらにつきましては、1件当たり20万円となっておりますので、460万円すぐに支出する見込みとなっております。

以上です。

○委員長（青木一男君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、この3次の補正で大体の申請がおさまるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（青木一男君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 申しわけありません。言い忘れました。

はい。今回で必要額は全て予算措置できるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

○副委員長（森戸雅孝君） いいです。

○委員長（青木一男君） ほかに質疑はありませんか。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 71ページの都市公園等バリアフリー化改修事業費で、うずま公園多目的トイレ整備工事費があるのですけれども、先ほど外構工事とお聞きしました。以前に手すりとスロープはつけていただけるというふうにお伺いしたような記憶があるのですけれども、どのような外構工事になるのでしょうか、確認の意味でお聞きしたいです。

○委員長（青木一男君） 菊池公園緑地課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） こちらの都市公園等バリアフリー化改修事業費につきましては、当初予算では多目的トイレ設置工事分ということで予算をお認めいただいているところでございます。今回その実際に設計をするに当たりまして、手すりと、あとは点字ブロック関係の追加がちょっと必要になったものですから、今回補正で追加をさせていただいているというものでございます。こちらは、うずま公園につきましては、既存のトイレがありまして、その横に車椅子の方もお使いになれる多目的トイレを増設するというものでございます。

以上です。

○委員長（青木一男君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 車椅子の方とか、大変喜ばれると思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（青木一男君） 要望でよろしいですね。

○委員（小久保かおる君） はい。

○委員長（青木一男君） ほかに質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 67ページなのですが、道路新設改良費、市道11156（A1）号線等は、栃木入舟町、栃木大宮町等の場所のあれが入っているのですが、職員人件費の下の市道各号線道路改良事業費、これにつきましては、今説明で西方金崎地域ということであったのですが、もともと場所、

地番といますか、下のように入っていれば、議案審議等で我々もわかりやすいので、どういう理由で入っていないのか、ご答弁いただきたいと思います。

○委員長（青木一男君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 市道各号線につきましては、この路線のほかにも予算措置されています。そういう理由からなのですけれども、委員おっしゃるとおり、その件に関しても、字名等は表示できたほうがわかりやすいと思いますので、この件につきましては、同様な形をちょっと考えております。理由としては、そういうことで、予算措置の関係で、字名まで表記した形の予算と、あとは各号線、何路線か合わさったということの意味合いで、そういう形になってございます。

以上です。

○委員長（青木一男君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） そうするとこの850万円は、西方金崎だけではなくて、ほかにも使うということですか。

○委員長（青木一男君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） この件に関しましては、西方だけで850万円を増額ということでございます。そのほかに関しては、そういう増額なくて、当初予算どおりで執行をしてございます。

以上です。

○委員長（青木一男君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） では、要望なのですが、これに関しては各号線ということですが、西方金崎1本ということでございますので、ぜひとも字名まで入れていただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○委員長（青木一男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第105号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第5、議案第109号 平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

出井企業経営課長。

○企業経営課長（出井 均君） ただいまご上程いただきました議案第109号 平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

初めに、補正予算書の163ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、上下水道局の新設に伴う組織改編と定期人事異動によりまして、当初見込んでおりました所属の人数や役職などに変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分を精算し、増額補正するものであります。

第1条の総則は、平成30年度栃木市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものです。

第2条の資本的収入及び支出の補正につきましては、下の表をごらんください。資本的支出ですが、第1款第1項建設改良費を570万円増額補正いたしまして、16億1,001万9,000円とするものです。これにつきましては、建設改良費における職員給与費が不足するために増額補正するものであります。

なお、第2条の説明文は、資本的支出の変更による補填内容の変更を示したものであります。

次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、次のページの表をごらんください。予算第9条に定められた職員給与費につきましては、570万円増額補正することに伴い、2億2,720万7,000円とするものです。

次に、第4条、利益剰余金の処分につきましては、増額補正分を補うため、5億4,183万8,000円を570万円増額しまして、5億4,753万8,000円とするものです。

続きまして、168ページの補正予算に関する説明書をごらんください。補正予算に関する説明書につきましては、168ページ、1の平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算実施計画、169ページ、2の平成30年度栃木市下水道事業予定キャッシュフロー計算書、170ページから175ページまでの3の給与費明細書、176、177ページ、4の平成30年度栃木市下水道事業予定貸借対照表ではあります

が、これらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本件については歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第109号 平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（青木一男君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時47分）